

令和7年12月

当組合ご利用のお客さまへ

のぞみ信用組合

## 振込名義変更による暗号資産交換業者・資金移動業者へのお振込について

いつも当組合をご利用いただきありがとうございます。

SNS型投資・ロマンス詐欺、架空料金請求詐欺等の特殊詐欺およびインターネットバンキングに係る不正送金事犯等において、被害金が暗号資産交換業者および資金移動業者の口座へ振込が行われる事象が多発しています。

このような状況を踏まえ、お客さま保護および詐欺被害防止の観点から、当組合では、暗号資産交換業者および資金移動業者へのお振込に際し、振込資金を払い戻した預金口座（法人口座を含む）の名義と異なる依頼人名でのお振込をお断りさせていただきます。

また、詐欺被害等の未然防止のため、ご利用の目的（理由）などを確認させていただくとともに、当該資料の提出をお願いする場合があります。

お客さまの大切な財産を守るため、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上